02 (特)長野県土地開発公社	
改革方針	事業の縮小(機能は存続) (公社の機能・制度の活用が有利な事業に限定して実施し、プロパー職員ゼロの組織・人員体制とする。)
スケジュール	   平成 24 年度末までにプロパー職員をゼロとし、運営コストを縮減する。 
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当公社は、昭和 48 年に「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき設置され、県の公共用地等先行取得事業を担ってきた。公共用地等先行取得事業は、県本体で行うこともできるが、公社は民間資金の活用が迅速にできるという機能があり、県が直営で行う場合よりも財源措置の選択肢が広がるというメリットがある。このため、柔軟・機動的な先行取得事業の運営を行うことを目的に公社を設置したものである。しかし、近年、公共事業の減少に伴い、県及び国からの委託を受けて実施している公共用地等先行取得事業の規模が縮小してきている。一方、公社では現在 20 人のプロパー職員を雇用しているが、事業規模と比較して職員数が多いことを主な原因として、平成 12 年度以降毎年度赤字を生じている状況にある。県は今後とも必要な公共事業は行っていく方針であり、国でもまた直轄事業の用地取得を公社に委託していきたいという意向が示されていることから、今後も円滑な事業に限定して用地取得を行うことととする。あわせて、徹底した経営改善を行うこととし、事業量に応じた必要最小限の職員体制により運営を行うにととし、事業量に応じた必要最小限の職員を指しより運営を雇用することで必要な人員を配置する。今後、プロパー職員の新規採用は行わない。一方、県からの委託で、公社が取得造成した産業団地がその後の景気低迷や産業構造の変化等で分譲が進まず、公社が土地を長期保有している状況にある。この土地は、その取得及び処分に本来責任のある県において積極的に分譲を図り、早期に整理することとする。プロパー職員の処遇については、職員の持つ用地取得業務の専門的ノウハウの活用は、県にとって有効であるため、当該職員のうち、県職員への採用を希望する者を対象として選考考査を実施し、適当な者については、県職員に採用のうえ、用地取得業務に従事させる。また、県職員となることを希望しない職員については、公社及び県の協力のもと、再就職先の確保等に努める。
改革実施による効果	・民間資金の活用による財源措置の選択肢の維持 ・事業量に応じた必要最小限の職員体制により運営コストを縮減
改 革 実 施 における留意点	・産業団地の整理・プロパー職員の処遇